

春日井市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号。以下「条例」という。）第4条第2号及び春日井市下水道条例施行規程（平成28年春日井市上下水道事業管理規程第1号。以下「管理規程」という。）第11条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。） 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第6条第1項に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムを使用する者をいう。
- (4) 管理組合等 集合住宅等において、第5条に規定するシステムの維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。
- (5) メーカー システムを製造する者をいう。
- (6) 販売店 システムを販売する者をいう。

(設置機種)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき下水道協会の製品認証を受けたものでなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 申請者は、管理規程第12条第1項に規定する排水設備工事計画確認申請書に、ディスポーザ排水処理システム設置計画書(第1号様式。以下「計画書」という。)及び別表に掲げる書類を添付し、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下単に「市長」という。)に提出しなければならない。

(維持管理)

第5条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムの性能を保持するため、維持管理に関して前条の計画書に基づき適正な管理をしなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関して市長の指示に従わなければならない。

3 使用者又は管理組合等は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(資料の保管及び提出)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、システムが適正に維持管理されていることを市長が確認するため、前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の継承)

第7条 システムの設置された建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けたことにより使用者となった者は、この要綱で定める使用者又は管理組合等の義務を継承する。

(メーカー及び販売店の責務)

第8条 メーカー及び販売店は、システムを販売するときは、申請者又は使用者に対し、この要綱に定める事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までに規則第5条第2項の規定による確認を受けた場合において、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律201号）第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成16年3月）」に基づき評価機関により適合評価を受けたシステムのうち、市長が機種承認したものは、第3条の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 一般事項に関する書類
 - (1) 認定書（写）又は適合評価書（写）
 - (2) 設置場所位置図
 - (3) 建築物配置図
 - (4) 工程表
 - (5) 排水設備設計図
 - ア 建築平面図
 - イ 給排水施設図
- 2 仕様書
 - (1) ディスポーザ（粉碎装置）
 - (2) 排水処理槽
 - (3) 能力算定根拠（排水処理槽の処理能力に関するもの）
- 3 維持管理計画に関する書類
 - (1) 維持管理体制

(2) 処理水質基準

(3) 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

4 その他

維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約確認書（第2号様式）

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。